

(その1)



# 収支報告書

記載	繰越	検算	入力	校正
ナ	ナ	ナ	✓	

令和元 年分  
( )

- (ふりがな)
- 1 政治団体の名称 いそぎおのすけこうえんかい  
税理士による磯崎陽輔後援会
- 2 主たる事務所の所在地 大分市壺町2丁目3番4号  
税理士法人森会計事務所内

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

- 3 代表者の氏名  
立花賢治
- 4 会計責任者の氏名  
齋藤正行

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名  
森 昭人

(電話) 097-536-1952

(電話) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____	
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>磯崎陽輔</u>	
公職の種類 <u>参議院議員</u>	

資金管理団体の指定の期間	
年 月 日から	年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日から	年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額 -----			50	540
(前年からの繰越額) -----				0
(本年の収入額) -----			50	540
支 出 総 額 -----			50	540
翌年への繰越額 -----				0

(注) ・「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 -----	十億	百万	千	円
員 数 -----				

(注) ・「員数」は党費又は会費を納入した実人員を記載してください。

### (2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附			50	540	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			50	540	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計 (ア + イ)			50	540	

(注) ・「(うち特定寄附)」は「個人からの寄附」の内書を記載してください。  
・「(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」は「小計」の内書を記載してください。

(その7)

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分			
						政治団体からの寄附			
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額					年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	百	十				
大分県税理士政治連盟			50	54	0	H31.2.19	別府市北浜一丁目6番10号	此本英一郎	
この頁の小計			50	54	0				
その他の寄附					0				
合計			50	54	0				

←同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円以下のものを一括して計上してください。  
 ←同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

(注) ・同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとにまとめて50音順に明細を記載してください。  
 ・同一の者からの寄附で、明細を記載する場合は年月日順にまとめて記載してください。  
 ・寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉としてください。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載してください。  
 ・個人からの寄附のうち、例えば、甲野太郎(資金管理団体の届出をした者)がする特定寄附については、「寄附者の氏名」欄に「㊟ 甲野太郎」と記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表								
項 目	金 額							備 考
	十億	百万	千	円				
1 経常経費								
(1) 人件費								
(2) 光熱水費								
(3) 備品・消耗品費						540		
(4) 事務所費								
小 計						540		
2 政治活動費								
(1) 組織活動費					50000			
(2) 選挙関係費								
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費								
ア 機関紙誌の発行事業費								
イ 宣伝事業費								
ウ 政治資金パーティー開催事業費								
エ その他の事業費								
(4) 調査研究費								
(5) 寄附・交付金								
(6) その他の経費								
小 計					50000			
合 計					50540			

(注) ・当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとに金額を「備考」欄に記載してください。

この様式は経常経費用です。

(その14)

経常経費(人件費を除く)の支出があった資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ記載してください。

② 経常経費(人件費を除く。)の内訳					項目別区分		備品・消耗品費	
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出				540				
合計				540				

✓ 資金管理団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。  
 ← 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。  
 ✓  
 ← 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

(注) ・資金管理団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
 ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
 ・「項目別区分欄」には項目別の区分を記載し、それぞれ別葉で記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 <b>組織活動費</b> ( <b>組織対策費</b> )			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
パーティー券購入			50000		H31.2.19	いそぎ陽輔新風会	大分市長浜町ユ-12-10 昭栄ビル階	
この頁の小計			50000					
その他の支出				0				
合 計			50000					

↙ 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。  
 ← それ以外の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。  
 ↙  
 ← 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

(注) ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。  
 ・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

## 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 2 年 3 月 12 日

政治団体の名称 税理士による磯崎陽輔後援会

会計責任者の氏名 齋藤正行



.....  
(代表者は、解散した年の収支報告書にのみ記載)

代表者の氏名 \_\_\_\_\_



(備考)

- ・「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
- ・解散した場合は代表者の記名押印又は署名が必要です。
- ・国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書の添付が必要です。



## 政治資金監査報告書

令和2年 2月21日

税理士による磯崎陽輔後援会

代表 立花 賢治 殿

登録政治資金監査人

坂々木 信之

登録番号

第3064

研修修了年月日

平成21年11月13日



### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による磯崎陽輔後援会の令和元年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による磯崎陽輔後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。なお、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
  - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

税理士による磯崎陽輔後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上